

アウグスブルグにおける帝國都市の成立

今来, 陸郎

<https://doi.org/10.15017/2335130>

出版情報 : 史淵. 59, pp.25-46, 1953-11-18. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

アウグスブルグにおける帝國都市の成立

今 來 陸 郎

- (一) はしがき
- (二) 司教都市の成立
- (三) 帝國都市への轉換
- (四) むすび

アウグスブルグは周知のように、最も典型的な司教都市の一であつた。その成立と發展は一に司教本寺の所在地であつたことに係かつてゐる。このような司教都市が、如何なる過程を経て、帝國都市に轉換したか。通常、一般の地方都市 Landstadt に對して、帝國都市 Reichstadt とよぶ一群の都市が區分せられる。地方都市とは、地方領主、地方主權に所屬——少くも名目的に——する都市であつて、宗教領主たる司教の支配下にある司教都市は、もちろんこの地方都市の範疇に含まれる。これに對して帝國都市は、國王、皇帝の中央主權に所屬する都市であつて、帝國都市 civitas imperii という名稱、概念が成立するのは、地方領主權が確立し、地方都市が地方領主權に所屬することが明確化した、ほぼ十三世紀以後のことであつた。

ところで司教都市を含む一群の地方都市が、中世末期に地方主權の支配から脱して、帝國直屬權を獲得して帝國都市に轉換した。この轉換の事情は、一般的には、都市行政運用における自立性獲得のための市民の運動——地方領主との平和的交渉、契約によるか或は市民の蜂起というような暴力的強制を含む——の結果であつた。もちろん帝國都市とよばれたものの中には、地方都市からの轉換の結果としてのものでなく、本來地方領主に屬することのなかつた都市、たとえば國

王、皇帝の王宮の所在地たる宮廷都市 Palzstadt 國王直轄領内に發生した國王都市 Königsstadt などが^註あり、また地方都市から帝國都市への轉換の事情も、必ずしも市民の運動の結果ではなかつた。領主血統の斷絶、または除封などを原因とする地方領主權の消滅によつて、地方領主所屬の事情が解消して、自動的に帝國都市に轉換した都市があつた。十三世紀の初め、ザクセン公ハインリッヒ獅子公の反皇帝政策の失敗後、ヴェルフエン家が没落して、獅子公が苦心經營したりユベックが帝國都市に轉換したのがその例であり、また都市建設者として著名な西南ドイツの Zähringen 家の經營したフライブルグ（ブライスガウの）その他一連の建設都市が、同家の斷絶後、帝國都市となつた例をも擧げることができよう。しかしながら、以上のような例外的な事實はあるにしても、兎も角一般的には、市民の運動の結果としての地方都市↓帝國都市の發展を考えてよいであらう。

ところで司教都市の市民が、宗教領主の支配を覆えして、帝國直屬權を獲得するという事態は、前述したように、都市行政の自立性擴大を目的とするものであつたから、帝國都市が帝國に從屬するそのつながりは、地方領主に對するそれよりも、ゆるいものであつたとは當然考えられるが、しかしその個々について見ると、必ずしも一樣ではない。すくなくとも、地方都市一般と帝國都市一般とを比較する時、上級主權に對する從屬性の大小を簡單に律することはできない。この點について、フォン・ペロウはつぎのごとく^註いう。

「多様性、不規則性、雜駁なること、これらが中世の制度の特徴である。都市において、この不規則性を排除しようとする傾向があらわれたことは確かである。いろいろの點から云つて、都市は中世における他の團體よりも統一性を示していることは事實である。しかしそれにもかかわらず、都市は色とりどりの姿、多様な形態を示している。何となれば、都市は他の中世團體よりも豊富な生活、豊富な事情を内包しているからである。もしわれわれが都市を帝國都市と地方都市に分類することを思い浮かべるならば、中世諸制度の多様性がただちに知られるであらう。帝國都市とは何ぞや。帝國都

市とは帝國名鑑 Reichsmatrikel に記載されたものをいう、とするのがせいぜいである。しかしこの點でも、また明瞭さが缺けている。何故なら、可成り多くの都市について、それが帝國名鑑に記載されたか否かに關し、數世紀間争われているのである。その他、純粹に消極的なメルクマールをあげるならば、帝國都市は地方領主に對して歳貢を納めない、とすることができよう。しかしその場合でも、他方には領主が歳貢を徴しない地方都市もあつた、という断わり書をつけなければならぬ。また近代的な諸關係に影響されて、帝國都市を、その内部における司法權の所有者であると考へてもならない。たとへば最強の帝國都市の一であるケルンでは、大司教が終始（少くとも名目的には）司法權をもつていたのである。そこで帝國都市の成立を、ほとんど偶然的なものによぶことができる。意識的に創造されたものもなかつたし、またなにかの必然性に根ざすものもなかつた。多くの帝國都市よりも獨立性を保つ地方都市が多いことは、われわれがすでに見たところである。」

ペロウのいうごとく、地方都市一般を以つて、獨立性の點で、帝國都市に劣るとは必ずしもいえないであろう。たとえば北獨ハンザ同盟の有力都市ハンブルグ等も地方都市のうちに數えられるが、實質的には帝國都市と異らなかつた。だから獨立性の點で、帝國都市一般と地方都市一般とを嚴密に區分することは不可能であろうし、もし強いて兩者を類別しようとするならば、ペロウのいうように帝國名鑑登録というような、形式上の基準によらざるをえないであろう。しかしながら、もし特定の都市が地方都市から帝國都市へと轉換したとするならば、それは疑いもなく、獨立性における發展であり、それが市民の自立運動の結果であるとするならば、當該都市にとつては、重大な意義のある都市發展史の分岐點であることは確かである。ところで地方都市から帝國都市への轉換は、具體的に如何なる經過を辿つてであつたか。その事情をアウグスブルグについて見ようとするのが本稿の目的である。

註1 地方都市、帝國都市の概念については Schröder—V.

Künzberg : Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 6 te Auflage, 1929, S. 672ff., 979ff. 以下参照

「ローマ」における都市の成立」昭和二十八年、三四三頁以下及び三四九頁参照

2 citas imperii の名稱が初めて史料に現われるのは一一

二五年である。Schröder—V. Künzberg 前掲書

3 Aachen, Dortmund, Goslar, Nordhausen, Mühlhausen

等がそれである。かかる都市は王室領の少北ドイツに少

く、王室領の多い南ドイツに多く見られる。

4 きわめて稀れた例であるが、逆に帝國都市から地方都市に

轉換した Würzburg, Mainz のことがある。後者は司教都市から一旦帝國都市に轉換したものが、再び司教市に戻つたのである。しかしこの現象は十五世紀ことで、その頃になると市民自治が発達しているから、單に名目上の變化にすぎない。

5 V. Below: Das ältere deutsche Städtewesen und Bürgerium, 1925, S. 75.

二

まず順序として、アウグスブルグにおける司教都市の成立について述べなければならぬ。アウグスブルグは古名を Augustburg とし、アウグストゥス帝治下の時代の創建にかかるといふ^{註1}。教會の傳承によると、この地のキリスト教勢力はローマ軍團の駐屯と共に初まり、三世紀の後半にはディオクレティアヌス帝のキリスト教迫害によつて仆れた聖アフラの壯烈なる最後が、キリスト教聖地としてのアウグスブルグの運命を定めたという。聖アフラは中世アウグスブルグの建設者であり、教會の傳承はさらに、アウグスブルグの司教座の出現をもこの聖者とむすびつけ、聖アフラの遺徳を傳えるために、聖者の死の直後、初代司教 Dionysos が出現したとする。しかし司教座の出現をこのように四世紀初頭にもつてゆく教會傳承が果して信すべきか否かを立證する史料は全く欠けていて、司教座について、確實な文獻によつて知られるのは、わずかに八世紀後半 Witerp の司教就任以後のことである^{註2}。

しかし Witerp の司教在任が確認されるのは、教皇 Gregor III 宛の彼の書簡が現存するという偶然的な事情のためで、Witerp 在任の末期には、ハイエルン、アレマニエンにフランク國の支配に對する叛亂が勃發して、アウグスブルグ

司教座に關する所傳は絶える。その後、八世紀末に、カール大帝がこの地に來征して、バイエルンの *Tassilo* 討伐のための軍事基地をアウグスブルグに定めたが、その頃のアウグスブルグの事情が、アインハルトの年代記によつて知られる。すなわちカールはタシロ征討後、*Sindbert* をアウグスブルグの司教に任じ、ジントペルトは前述の聖アフラを記念するための聖堂を、舊ローマ市街地——恐らく當時の集落はその内部に限られたであろう——の南方の地に建設した。^{註4}この聖アフラ堂は幾たびか兵火にかかるが、はからずも十二三世紀に舊ローマ市街の舊市街の南部に形成された新市 *Vorstadt* の核となり、中世末、フツガー、ウェルザー等の富商の名とむすびつけて知られるアウグスブルグの華かな經濟活動の中心となる。このように八世紀末から九世紀初頭のアウグスブルグ司教座について知られるのはこれもまた一時的な現象であつて大帝死後のカロリング期末期に至ると史料は再び絶える。要するに八、九世紀のアウグスブルグは例外時期を除いて、史料が欠けている。

しかるに十世紀のザクセン朝以降の時代に至つて、史料は俄かに豊富となる。そのことは、この政治的安定期に至つて、アウグスブルグが都市としての態容を整えはじめたことを示すものであろうが、その點で大きな意義をもつのは、十世紀のウルリッヒ司教時代 923—973 である。ウルリッヒ *Ulrich od. Udalrich* の時代については、彼の偉大な事蹟を傳えるために、同時代の僧侶が執筆した「ウルリッヒ傳 *Vita Udalrici*」があつて、アウグスブルグについて可成り精細に傳える。^{註5}ウルリッヒがすぐれた愛の聖者であることは、ウルリッヒ傳がハンガリア人來襲の際に被災者に示した彼の献身的な救恤事業について強調するところであるが、しかしまた行動の人、政治的才幹の持主でもあり、彼の本領はむしろ後者にあると考えられ、都市アウグスブルグの基礎を築き、聖アフラをアウグスブルグ創業の士とするならば、まさしく中興の祖であつた。ウルリッヒ傳によると、九二四年に入つた時、市内は荒廢の極に達して、人間の居住地というよりも、むしろ野獸の棲家といつた状態であつたが、ウルリッヒの行動力は、荒れはてた市中に本寺を初めとする堂塔を滿

たし、市街に城壁を設けて、復興を完成したという。^{註7}ウルリッヒのアウグスブルグ復興に對する大きな貢献はもちろん事實であろうし、ウルリッヒ入城前のアウグスブルグの荒廢も、これまたウルリッヒの業蹟を引き立たせるための誇張を割引いて、ある程度まで信すべきでめらう。しかしその「極端な荒廢」の原因については、ウルリッヒ傳は全くふれていないのである。この點について、アウグスブルグ史研究の權威者 Chr. Meyer は、ウルリッヒ傳が九五五年のハンガリア人の侵害について詳細に傳えながら、ウルリッヒ入城前の荒廢の事情にふれていないのを異としながらも、恐らく十世紀の初頭にすでに考えられるハンガリア人の侵害にもとずくものと推定している。^{註7}この推定にしたがうならば、ウルリッヒが城壁建造に大きな精力を費した事情が理解できる。すなわちそれは、眼前に迫るハンガリア人の來襲に對應するためのものであつたのである。

アウグスブルグの司教都市時代について特有なことは、皇帝との關係が密接なことであり、歴代司教が親皇帝政策に終始したことで、そのことはすでにザクセン朝時代にもあらわれるが、ザリエル朝、シュタウフェン朝時代に至つて、一層明らかになる。その事情は、ザリエル朝、シュタウフェン朝いずれも南獨に本領をもつという地理的事情にも關係はあるが、主としては、アルグスブルグがアルプスの Vorland に位置して、對伊交通の基點にあたり、諸皇帝がイタリア政策の根據地としてこの地を選び、この地と深い關連をもつたことに、もとずいている。司教ウルリッヒも親皇帝の態度に終始した一人で、オットー一世は九五二年、イタリア王を僭稱した彼のイヴレアの Bengar 征討の基地として、アウグスブルグを定めたが、その直前に王はウルリッヒの忠誠に應えて、この地で國會と宗教會議を開いている。^{註8}さらに翌九五三年アレマネン公ルドルフが父オットーに叛して軍をあげた際、西南ドイツ、とくにバイエルン、シュヴァーベンの諸領主がルドルフに呼應したにもかかわらず、ウルリッヒひとりオットー側に參じ、それがため、ブアルツ伯アルヌルフによつて劫掠されることとなつたが、親國王の態度を變えなかつた。二年後の九五五年夏には、アウグスブルグ空前の災厄たるハ

ンガリア人の大來襲があつたが、の際にもウルリッヒはオットー一世とよく協調して、オットーの援助の下に美事にこれを退けている。この際アウグスブルグは舊市街南郊の聖アフラ堂周邊の集落をハンガリア人の兵火によつて失つたが、舊市そのものは、南面の城壁によつて、よく防衛することができた。^註

さてハンガリア人の來寇は、アウグスブルグにとつて大きな災厄であつたが、しかしまたアウグスブルグの發展にエポックを劃する事件でもあつた。すなわち第一には人口の著しい集中があらわれたことがそれである。ハンガリア人の來襲によつて甚大な侵害を蒙つた周邊農村部から、難を免れた城壁内に移住するものが増大し、舊ローマ市街とほぼ一致する舊市を滿たし、やがて溢れて舊市に南接する *Perlach* 地區を形成し、その集落はさらに南に延びて、聖アフラ堂すなわちのちの聖ウルリッヒ堂中心の集落とつながることとなる。この *Perlach* 地區と聖アフラ堂周邊が *Vorstadt* の中心部分となり、十三世紀以降の市民の經濟活動の本據となつたことは、*Perlach* 地區にラート・ハウスが建設されたことでも知られる。この頃市内に來住した人口の一部分は恐らく手工業者であろうし、一部分は貴族層であろう。その後者がやがて司教支配の諸職を占め、または初期の都市貴族 *Geschlechter* を形成する。のちの都市貴族の中には、この時代に發祥するものが推定できるものがある。たとえば *Porter* 家がその一例で、その家名は司教支配時代の役職を意味するものである。^註

第二には司教ウルリッヒの献身的な忠誠に對する報償として、オットー一世がアウグスブルグ司教に與えた保護を始めとして、帝國國策としてオットー諸帝が教會勢力抱込のためにとつた親教會政策のあらわれである、いわゆるオットー諸帝の特許狀 *Ortoren Privilegien* の結果として、アウグスブルグが司教都市として第一歩をふみ出したことである。ウルリッヒ傳はかかるオットーの保護が法制的に如何なる内容をもつかを、遺憾ながらほとんど記述していない。したがつて、一一〇四年の都市法、一一六七年の都市法にあらわれる、司教がもつた裁判權、鑄貨權、關稅權、徵稅權等の各 *Re-*

Salien が漸次的に成立して、ザックセン朝時代に實質的に司教都市が出現したことを、推定する他はない。ただこれら権限の委譲を立證する直接的史料はないが、ウルリッヒによつて鑄造された貨幣が現存することでも、鑄貨權をウルリッヒが行使したことは充分に認定できるし、多少時代は下るが、一〇六一年にハインリッヒ四世が、この鑄貨權を追認してゐることも推定できる。^{註15}

第三に都市アウグスブルグの發展である。アウグスブルグはアルプス前地の對伊交通の要衝であつて諸皇帝のイタリア遠征の際の軍隊集結地であつたことは、前にも述べたが、軍隊集結地であること自身が都市アウグスブルグの發展の原因ともなるが、さらに加うるに對伊交通が單に軍事的なものに限られず、通商關係のものをも含んだことは、當然推定できるし、對ハンガリア戰以後、アウグスブルグは多くの人口を吸収したが、それ以前にも司教廳の消費に封應する手工業者、商人を含んでいたであらう。對ハンガリア戰に、アウグスブルグの織布工ギルトが組織的な抗戰を行つたという、古い傳承はそのまま信じ得られないとしても、市民が多く出陣して勇敢さを以つて聞えた、と同時代のウルリッヒ傳は傳える。對ハンガリア戰以後、都市アウグスブルグは多くの手工業者を新たに包擁して、その經濟活動に一轉機を劃したのであらう。對ハンガリア戰後、アウグスブルグが面目を改めたことは、ウルリッヒの死後間もない九八〇年に帝國諸侯から徴される *Loricarii* (重裝兵士) の數が、トリエル、ザルツブルグ、レゲンスブルグがそれぞれ七〇名、ヴェルツブルグが六〇名、コンスタントツ、ヴォルムスが四〇名と評定されたのに、アウグスブルグが、ケルン、マインツ、ストラスブルグ等のライン河畔の第一級の諸都市と共に一〇〇名とされていることでも知られる。^{註16}

ウルリッヒののち、歴代のアウグスブルグ司教は、ザクセン諸皇帝に對する親皇帝の態度を變えなかつた。諸皇帝はしばしばこの町に滞在し、國王宮廷のあつたことが、九六二年、九七二年にその記載が見える。歴代司教の親皇帝政策の事

實は枚擧するに暇のないほどであるが、若干の實例をあげると、つぎのこときものがある。アウグスブルグはもとよりシユヴァーペンの東端に位置する都市である。シユヴァーベン公 Ernst がその繼父コンラッド二世帝に對して叛亂を起した時、司教 Bruno はシユヴァーベン公の強請にかかわらず皇帝支持の態度を變えず、時にコンラッド二世はイタリア遠征の征旅にあり、アウグスブルグはシユヴァーベン公の同盟者なる Welfen 伯の劫掠を蒙り、司教は身を以つて逃れてその態度を買いた。またハインリッヒ四世時代の内亂にもアウグスブルグ司教 Embrico は四世の側近に參じ、かのカノッサ行にも四世に隨行して教皇側と協調に努力した。その前後都市は對立王 Hermann von Luxemburg の徹底的な破壊を受ける。この際市民が抗戦が中心となつたと傳えられるが、ウルリッヒ時代の對ハンガリア抗戦の際の市民 *Cives* が恐らく司教廳の *ministerialen* を中心としたものであつたのに對して、成熟途上にある本來の市民層を指すものとして解してよいであらう。ハインリッヒ四世は亂後、アウグスブルグの復興を援助し、バイエルン公より奪つた *Moringen* を司教領として贈り、一一〇四年アウグスブルグ最初の都市法を與える。この點については後に述べる。

しかるにザクセン朝時代の最後に至つて、アウグスブルグ司教の態度は動搖する。すなわちロタール帝の就任に對して、シユタウフェン家のシユヴァーベン公フリードリッヒが叛した時、司教は傳統を破つて、敢えてシユタウフェン家を支持した。そのため、一一三二年ロタール帝がイタリア遠征の途次、アウグスブルグに立寄つた際、偶發的な市民との衝突から、皇帝軍の三日間に亘る大劫掠を受けた。^註しかしこのことはシユタウフェン朝の時代に至つて、反つて幸し、シユタウフェン朝諸帝との關係は一層緊密となつた。國會、宗教會議、宮廷婚姻等がしばしばこの町で催され、都市の發展を促進するが、一一九七年フリードリッヒ・バルバロッサ帝によつて與えられた都市法は、この都市に並々でない愛着を抱いたバルバロッサ帝の好意のあらわれであつた。

アウグスブルグはすでに、ハインリッヒ四世時代に一一〇四年の都市法をもつた。そのことは新都市法の前文におい

て、新都市法が舊都市法の補訂であると記していることでも知られる。しかし舊都市法が簡約にすぎず細部の點が不明であり、市政の内容は新都市法によつて初めて審らかにしうるが故に、研究者はしばしば一六七年都市法を第一都市法と名づける。新都市法はアウグスブルグの司教都市たる内容を示している。

さて新都市法の内容についてであるが、まず司教支配下の公職として二つが明記せられる。^{註15}すなわち *Advocatus, Vogt* (代官) と *Burggraf* (ブルグ伯) である。

フォグトは本来王權の執行者であり、一一〇四年の舊都市法においてさえ、司教に對抗的權力たる跡をのこしていた。(フォグトは司教に招聘されざるかぎり、年三回の開延日を除いて、アウグスブルグに入るべからず、とする規定)。この職は、明白に司教支配下にあると規定せられ、司教は職務懈怠の理由で解任、また任命することができる。フォグト職は教會から世祿を受け、シュヴァベック *Schwabeck* の城守(アウグスブルグ附近の貴族)によつて世襲的に占められる。フォグトの職務は司教の裁判權の代行者であり、重刑罰の犯罪を主宰するだけであつて、裁判の運用については、専門技能者の裁判官を任命する。法廷の開催は年三回であつて、その際フォグトは旅宿、パン屋、肉屋からの現物貢租を受けるのみならず、裁判所得の三分の一を收納する。フォグトの判決は市民間の慣行 *urbanorum iusticia* に従うことが要請せられる。ブルググラーフの職務は城壁の管理、補修、及び商業、手工業に對する保護、監督等の廣い意味の警察的任務が含まれる。また毎日法廷を開いて、民事と輕刑罰を裁判する。本来の市政の實際はブルググラーフの管轄下にある。

つぎに、早く司教の行使したと推定せられる造幣權についてであるが、後述する一二七六年の新々都市法にあるとき特定の獨占家族團體が存在したか否かは不明である。マイヤーが造幣の業務遂行については、可成りの人數を必要とし、鑄貨は定額の上納金の反對給付の下に特定の家族團體に委託せられることが、通常であるとして、その存在を肯定しているのに従うべきであらう。兩替業務も一の主權で、鑄造家がこれを執行したであらう。關稅業務については、當然司教の

得分權が想像せられるが、關稅職については、別段の規定がない。さらに司教は、他の二つの國王主權たる都市平和と街道保護をフォグトを通じて執行した。すなわち、ブルググラーフの職務が舊市内に限局されるに對して、フォグトの職務はそれを越えている。

つぎに都市住民について、新都市法においては、都市住民はつぎの三種類に區分される。第一は *ministeriales*、第二が *urbani* (*citatenenses*)、第三が *consuales* である。聖職者と教會隸屬民はこの三種のいずれにも含まれず、その外にある。彼等は明らかに都市團體と法律關係をもたなかつたのである。三種類中の最高の位置を占めるミニステリアレスは、本來市民概念のワクの外にある貴族層であるが、この頃には市民の間に溶けこんで、市民の概念に包括される存在となり、市民中の最高の、最も尊敬される等族をなしている。彼等は司教廳、フォグト、ブルググラーフ配下の諸職を帶び、都市防衛の軍事的任務も彼等の掌るところである。第二の *urbani*、これこそ市民の中核をなすものである。ウルベニは都市領主としての司教に賃子負擔を負うが、もちろん身分的には自由である。司教は都市アウグスブルグから賃子として年額四タレントを收納する。この賃子は他都市において *Michaelisius* と呼ばれるものと同性質のもので、その起原は恐らく都市がフランク時代の *Gratschat* (伯領) であつた時代に遡り、國王から司教へのグラーフシャフト委讓と共に、司教の主權内容となつたものであらう。この負擔は都市内に居住するすべてのもの、全體につながる義務として負うべく、前述のミニステリアレスといえども、これを免れることはできない。

以上の定期の賦課以外に、司教は臨時に市民から徵租することができた。すなわち、司教が王命により、王室に伺候する時 *Hoffahrt*、帝國軍隊に加わつて、ローマ征旅 *Romfahrt* に出發する時、それらの場合一〇マルクの臨時税を徵することができた。上述したように司教に對する負擔は、全市民洩れなく課せられたが、フォグトとブルググラーフに對する貨幣ならびに現物の負擔賦課は若干の手工業(製パン業者、生肉業者、腸詰製造業者)に對するにとどまつた。この負

擔の性質は、保護關係の承認料 *Rekognitionsgebühr* を意味するにすぎない。したがってその額は僅少であつた。

第三の *censuales* は教會の被保護民であつて、司教は彼等に對して保護者 *defensor* と呼ばれる。教會領地に居住する手工業者と農民を含んでゐる。彼等の貢子支拂の義務はすべて嚴格であつて、それを怠る時は、彼等の所有物一切は司教の強制權の下に置かれる。定額の貢子支拂を履行する以外の負擔は負わなう、しかし死亡税 *Besthaupt* なる點に隸屬民としての跡をのこしてゐる。

註 1 ローアの軍營都市としての創建はアウグストゥス時代の紀元後一四年である。この地は *Lech* 河の左岸に臨み、西北をめぐり *Wertach* と *Lech* 河に注し、東西兩側とも傾斜地で高台をなす。こゝを以て軍事的要衝をなしてゐる。後述する如く十世紀のハンガリア人侵略を禦ぎたのは、こゝにそのなつた地理的位置に在る。ローア軍營都市創建前に、クルトの集落があつたか否か、*チナウチ Strabon* の *Geographica* IV. 6. にクルトの聚落圖と稱する *Damasia* をこの地に比定する否かは問題である。この地以北、*ドナウ* 河に臨むまでは、この地ほどの要衝はなからぬ *Damasia* をこの地に比定する他なごらぬ。なほアウグステンブルグが中世に在る交通の要衝であることは、その地を以てローア世に在る西の Gallien, Britanien、西 Germanien の軍用道路が通る交通の要衝である。

2 Domkapitel の成立は、この十世紀の *Bischofskatalog* に於て *St. Afra* と *Zosimus* の名を以て初めに司教の

としてゐる。教皇 *Gregorius* の書簡に於て *Witern* 教皇 *Mainz* 大司教に所屬としてゐる。Ch. Meyer: *Geschichte der Stadt Augsburg*, 1907, S. 5.

3 *Annales Einhardi*, I. 170.

4 *St. Afra* 聖堂は *St. Ulrich* 聖堂に於ける意味を以て、*St. Afra* u. *Ulrich* 會堂となる。舊市内の南端 *Obstmarkt* と *Obere Kirch* の位置に在る。A. Püschel: *Das Anwachsen der deutschen Städte in der Zeit der mittelalterlichen Kolonialbewegung*, 1910, 133 Kapitel 參照

5 *Vita St. Ulrich* は *Annales Einhardi* の *Domprobst Gerhard* 著の中古の譯文である。

L. Werner: *Geschichte der Stadt Augsburg*, 1900, S. 28.

6 C. Meyer: *h. a. O.* S. 9—10.

7 C. Meyer: *a. a. O.* S. 11.

8 *Annales Einhardi*, I, 171.

ハンガリア軍は十萬といわれる(恐らく誇張された数)大軍を以つてハイムルンを通過してシュヴァーベンに入り、一旦アウグスブルグを圍んだが、間もなく轉進してシュヴァルツヴァアルドに向じた。ハンガリア軍は歸途再びアウグスブルグ攻略に向い、南側より攻撃を仕かけ、ついで東側のレヒヒ河方面から迫らんとしたが、目的を果さなかつた。程なくオットー一世の援軍到着し、ハンガリア軍と戦つたのが有名なレヒヒェルドの會戦である。レヒヒェルドはアウグスブルグ南方の地と比定するのが通説であるが、しかしこれには異説があり、Schäfer はフウグスブルグ北西の Schmitzbach 附近の丘陵地 Uthritz はフウグスブルグ西方の Zusmarshausen と比定する。B. Gebhardt: Handbuch der deutschen Geschichte, I. S. 230-2.

- 10 十一世紀中葉の史料たる Abt Adalberus の「歴史」に於て當時 St. Ulrich u. Afra 聖堂を含む城壁が建設されたとあるが、恐らくは事實でないであらう。ウルリッヒ聖堂の南部 Eser に城壁の存在を確認しようのは十三世紀初め。A. Perlach: a. a. O. S. 165-167.
- 11 Portner 家に次ぐものとして、ハイムリッヒ四世時代の

三

ハイムリッヒ一世の保護を始めとし、オットー諸帝の特許状によつて成立した司教都市アウグスブルグの内容は、前述の二一五六年の都市法によつて知られるが、新都市の成立直後、アウグスブルグには著しい政治的變化が起つた。すなわ

アウグスブルグにおける帝國都市の成立

發祥とされる Rehingen, Isung, Schongauer の諸家、マルンロツサ帝時代の Herwart, Weistr の諸家がある。L. Werner: a. a. O. S. 56.

- 21 オットーの特許状については、宮内幸吉氏「オットーの特許状について」國民經濟雜誌、第五十卷第六號、がある。

- 31 C. Meyer: a. a. O. S. 13.

- 41 一五九五年ウエルザー家が Vita Ulrichi を刊行した時、この有名な口碑を註記した。しかし十世紀に整備されたツムントの存在を考へることは不可能である。C. Meyer: a. a. O. S. 11, Anm. I 參照

- 51 C. Meyer: a. a. O. S. 13.

- 61 その際 Bruno は對國王關係の苦衷を教皇に訴えて、その破記を免れよう。

- 71 C. Meyer: a. a. O. S. 17.

- 81 この際舊市域の城壁を徹底的に破壊さる。アウグスブルグに於ては、對ハンガリア戰當時にまさる大侵害であつた。

- 91 以下の叙述は多く C. Meyer: a. a. O. S. 21 在 L. Werner: a. a. O. S. 56. 在 L. 41 。

一六七年、アウグスブルグのフォグト職を世襲的に保持した Schwabeck 家の Adaloz が後嗣者なくして歿した時、皇帝フリードリッヒ・バルバロッサが同家の他の諸権利を併せて、それを没收した。しかもこの處置は、年代記者 Burchard von Ursperg の傳えるところによれば、司教の同意を得たのち行われているのである。その事情は後に説くとして、皇帝がこの際シュヴァベック家から收得したフォグト職なるものは、オットー諸帝特許狀によつて司教側に生じた、教會領以外に對する、すなわち都市アウグスブルグに對する、いわば都市フォグト職なのである。一一五六年の都市法に述べられる司教支配のフォグト職は、司教が傳統的に保持し來つた教會領に對する教會フォグトとを併せて、一元化してゐたものであつて、皇帝の處置は、これを分離して、その一を恢復したわけである。皇帝バルバロッサはこの職を、その子シュヴァーベン公フリードリッヒ（シュタウフェン家の本領がシュヴァーベンであることに注目）に Lehen として與えたが、シュヴァーベン公はシュヴァベック家のごとき世襲的ならざる都市フォグトを任じて、その職を支配下に置いた。都市フォグトが帝權に包含されることによつて生じた著しい都市行政に關する變化は、フォグト職が司教の下に一元化されていた時代のブルグラーフの諸權限も、縮小されざるを得なかつたということである。たとえば一一五六年の都市法に明記されていたブルグラーフの職務、民事裁判權、輕刑罰裁判權も、前者の一部分を残して、すべて都市フォグトに奪われた。ブルグラーフの職務である商業ならびに手工業に關する保護、監督も、都市フォグトが一部分を行使することとなつた。以上のような新しい變化は、皇帝バルバロッサの處置によつて、一舉に實現したのではなく、漸次的なものであり、その終局的な状態は、後述する一二七六年の都市法に明記されることとなるが、しかし十三世紀の前半にはその過程が可成り進行してゐたと思はれることは、シュヴァーベン公でありドイツ王を稱したハインリッヒ六世が、すでに一二三六年の文書でアウグスブルグを國王都市 *urbs regia* とよんでゐることで知られる。

上述の都市行政についての皇帝の權力恢復は滑らかに進行したかのごとく見える。しかしそれは皇帝自身の力によるも

のではなく、背景に成長途上の市民階級の壓力があつたのであり、皇帝の權力恢復そのものも、實は市民階級の自立性への動きを意味するものであつた。周知のように、十二三世紀のシュタウフェン朝時代は一般にドイツ都市の市民勢力の急速な發展の時代であり、アウグスブルグにとつても、南方の *Vorstadt* の *Perlach* 附近以南に市民集落が成立しており、舊市の東方ならびに西方にも新たな *Vorstadt* が生まれんとしつゝあつたのである。この市民階級が皇帝の司教權限の部分的剝奪に、具體的にどのような動きをしたかは、前述のフリードリッヒ・バルベロッサの場合には明らかでないが、約一世紀後のつぎの事件にはつきりと現われてくる。

十三世紀後半に現われたアウグスブルグ司教 *Hermann von Dillingen* (1248—86) はもと *Dillingen Kyburg* 伯出身の貴族で、極わめて精力的な聖職者であつたが、ウルリッヒ以來の教會の權力の喪われたことを慨嘆し、あたかもシュタウフェン帝家が没落し、大空位時代の混亂時代であつた機會をつかみ、帝權名儀の諸權利を恢復した。司教ヘルマンの處置を市民は看過しない。ヘルマンの就任直後、すでに市民が蜂起して、本寺附屬の諸建築を炎上せしめ、以後司教對市民の鬭争はつゞき、つゞきは *Hammelberge* の野戦にまで發展した。この野戦の結末については、徴すべき史料は欠けているが、市民が勝利者であつたらうことは、司教の讓歩を意味する講和條件が成立していることで知られる。この講和條件こそ、市民にとつて最初の解放状ともいふべく、市民の各種の負擔を除いただけでなく、重要な自由と權利を市民に與えているのである。同條約の頂點をなすのは、すべての都市城門の管理を市民に委讓するという規定（稅權の移管を意味する）であり、その他市民の質子負擔の輕減であつた。^註

しかし司教と市民の間の争は、この條約では終局的に解決せず、兩者間の第一條約成立後三年すなわち一二五四年に、再び妥協的な新條約（第二）が成立している。第二條約はこれまで市民に委讓された諸自由と權利を確認すると共に、すでに司教によつて承認された消費稅徵集權が妨害されざることを確認するものであつて、これらの規定は第一條約と併せ

て市民階級がすでに徴税の主體たる位置を法的に承認せられたことを示す。ところで市民側のかかる権利取得を示す一連の現象は、多かれ少かれ市民側の強請によるものであることは否めないが、しばしば金錢支拂の反對給付を伴つた。たとえば第二條約成立前年の一二五三年司教ハルトマンは、市民 Heinrich Schongauer に一五〇ポンドの代償で、司教水車使用權を譲渡し、また同人に舊市の西方城門にあたる *Wettachbrücke* の關稅收益を二七〇ポンドで譲渡してゐる。一二六三年には前記シヨンガウエルの諸子に五〇ポンドでブルググラーフ職を封與し、さらに一二七三年には三十年間の造幣權賃貸の取決めを行つてゐるのである。

ところで都市の性格を決定する重大要素であるフォグト職歸屬の問題はどうであつたか。さきにフリードリッヒ・バルバロッサ帝の時代に、シュタウフェン家のシュヴァーベン公の手にフォグト職管理權が司教から移されてゐたのであるが、シュタウフェン家最後のシュヴァーベン公 Konradin は一二六四年アウグスブルグに赴き、市民と司教の争には市民側に立つべきことを誓約して、フォグト職に對する同公の權利を改めて市民に承認せしめた。しかしその承認には、フォグト職はコンラディン公及びその後嗣者に、シュヴァーベン公としての位置によつてでなく、個人として與えらるべく、何人に對しても賣却もしくは抵當とさるべからず、またフォグト職の實際の執行は、公、司教のミニステリアルもしくはアウグスブルグ市民によつてなさるべし、という條件が附屬してゐた。しかるにコンラディン公は、さきの諒解に反して、一二六八年伯父バイエルン公ルドヴィッヒ峻嚴 *der Strenge* に五〇〇ポンドでアウグスブルグのフォグト職管理權をシュヴァベック城管理權と併せて入質した。のみならず、ルドヴィッヒ峻嚴公は、コンラディン公の歿後シュタウフェン家が斷絶したので、右の權利を世襲的なものとせんとした。これに對して、市民は司教の協力を得て反撥し、叛亂を起した。この紛争は *Hammel bei Schmutter* の野戰に發展したが、結局一二七〇年の協調が成立し、バイエルン公がアウグスブルグに關するすべての權利を斷念するという結末に達した。バイエルン公が支配を放棄するということは、皇

帝の權利を恢復することを意味したものであろう。大空位時代終了後のハプスブルグ家のルドルフ帝の時代に成立した後述の一二七六年の都市法では、都市フォグト職は皇帝支配下にあることが明記され、*des Küniges Vogt* と呼ばれてゐる。

つぎに市民代表機關についてであるが、司教ハルトマンと市民の間の上述の紛争の際、司教が譲渡した諸權利を受入れる機關として、ある種の市民代表の機關が存在したろうことは、充分推定せられるところであるが、事實紛争のさなかの一二五七年の文書に、市民の代表としての意味で *consules* (Rat 市参事會員) の名があらわれており、ついで一二六六年に *consules* の首長としての *magister civium* の名もあらわれている。文書の示すところでは、*consules* の役割は公的な面では、フォグトおよびブルグラーフの法廷に陪席して、判決に參與するとある。その構成員は一二七六年の都市法に「尊貴なるもの」とあり、且つ *consules* のメンバーに欠員が生じたる時は、退職者の選擇によつて補充されるとされており、この初期的な市参事會が、一群の貴族層によつて獨占せられ、その獨占的性格を持續するための配慮がなされていたことが知られるし、さらに貴族層の少からざる部分が、都市周辺の農村貴族の移住者であつたことは、参事會員の姓名がアウグスブルグ附近の地名をとるものが多かつた——たとえばしばしば現われる市民名として *Schongauer*, *Pundan*, *Stolzshirsch*, *Bart*, *Volkwin* なども——ことと知られる。

以上、しばしばふれた一二七六年の都市法は如何なるものか。その成立の由來は、同年國王ルドルフ・フォン・ハプスブルグがアウグスブルグに滞在中、市の貴族たち——参事會員を指すものであろう——が市民の取得した諸權限を一の規定書にまとめて整理せんことを求めたのに對して、ルドルフ王がこれに應じて、規定書 *Buch* (と簡約してよばれる) を與えたというのである。したがつてルドルフ王の立法ではなく、編さん書である。この都市法の特色は、從來の都市法、一二〇四年のものにしても、一二五六年のものにしても、勅令書の體裁をいでない簡略なものであつたのに比して、法制

の各分野にわたる規定を網羅した、きわめて整備したものであつたことである。^{註8)}

都市書によると、公権は國王、司教の二系統にわかれ、市民團體が補助的乃至監視的な立場で參與する、したがつて三本の脚の上に立つていたといえる。都市フォグトの法廷が年三回開かれ、重犯罪を取り扱かうことは既述の一一五六年都市法と變りはなく、手工業並びに商業に對する警察的行政については、フォグトとブルググラーフが分擔してあたる事情も既述の通りである。兩者による職權執行には、いずれも市參事會員が陪席する。民事裁判、度量衡検査、食糧品統制はブルググラーフの職權で、その場合も市參事會員が立ち會う。以上市參事會員の役割はいずれも補助的なものであつたが、市參事會が獨立で執行することが承認されているものに、城壁管理權がある。その他、都市書は司教本寺の宗教上の權利たる婚姻、ミサ學式、徴利取締について規定せられる。鑄貨權の行使は、司教配下の造幣官と十二人の仲間に委託せられ、司教はクリスマスの寄進として一ポンド・プエニヒ、貨幣新鑄の場合にも同額を受ける。銀は鑄貨にのみ使用さるべく、市民がフランス若くはヴェニスとの通商に、銀を使用せんとする場合には、二〇乃至四〇マルクを限つて、銀貨としてそれを買入れねばならぬ。鑄貨に對すると同様、關稅、秤量に對しても、司教の權利が保留せられている。前者の關稅は二重に徵集せられる。すなわち市場における賣却稅、城門における移入稅としてでめる。これらの權利が抵當として、實質的に市民の手に移る傾向のあつたことは先述のごとくである。また司教の徵稅官が毎年市民からミハエル稅を徵集することを規定する。

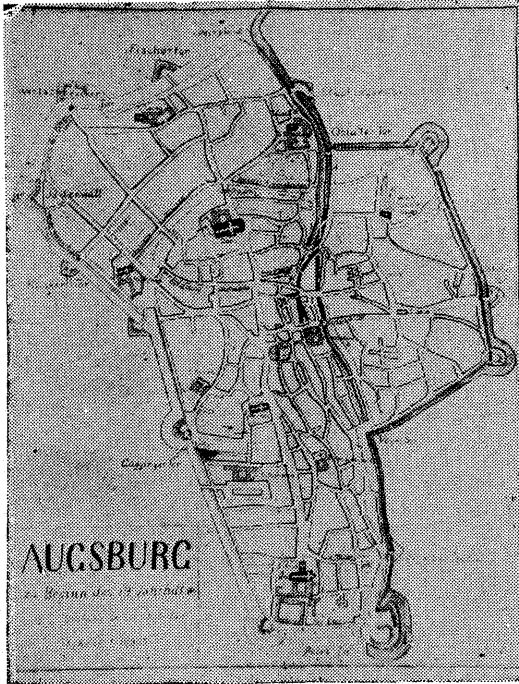
都市書の重要點は以上のごとくであるが、市民組織の中核としての市參事會はどうか。一二五七年史料に初めて姿をあらわした consules は、その後貴族による寡頭支配の組織を整え、都市行政の公機關に市民團體の代表として參與したことは、都市書にも規定された。しかるに十三世紀末にはその機構に變化が起つてゐる。すなわち一二九一年の新規定によると、古い十二人制の參事會は擴大して、二十四人制參事會となつてゐる。しかし古い制度が全く廢絶したのではなく、新

機構の内部に、十二人衆 *zwölfen* の名で含まれている。つまり二重の機構となつてゐるが、両者は恐らく上部、下部の關係にはないであろう。擴大した参事會が正規の機關であることは、それが火曜日と木曜日という定期の集會日をもつに對して、十二人衆が定期の集會日をもたなかつたことから推定できる。しかし十二人衆の名が存續してゐるところ、單なる榮譽的な存在ではなく、議題の選擇、豫審等、何らか實質的な役割を果したのではないか。十二人衆の他に、参事會内に形成された四人衆 *Vierer* の名が見える。その職掌は比較的明らかで、フォグト、ブルググラーフの市政執行に参事會を代表して立會う。市参事會の首長として二人の *magister civium* があつたことは前述したが、一八九七年の規定によると、それが二人の *Pfeger* (監理者) という名儀となつてゐて、市参事會員の改選毎にこれも改選される。マギスターからプレガーへの名儀の變化は、参事會の議長として生まれたマギスターが参事會が單なる評議機關から漸次執行機關としての任務をもつに至つたことに對應するものと思われる。

以上の諸機關はいずれも、限定された貴族層、都市書のいわゆる「尊貴なるもの」の寡頭支配の機關であることはさうまでもなく、そのことは市参事會出席が嚴にメンバーのみに限られ、會議が常に非公開でもたれたことでも知られるであろう。ところで前述の市参事會の外部に、その後さらに今一つの参事會が形成される。すなわち大 *Rat* がそれであり、これに對して、従前の二十四人参事會は小 *Rat* といわれる。これは *Rat* が二つの機構ともいわれる *Zweikammersystem* で小参事會が内部機構を、大参事會が外廓機構を形成する。大参事會は少くも當初においては市政執行にふれない評議機關であつて、明らかに貴族團體の寡頭支配の機構たる小参事會を抑制する、野黨的機關である。このような市政機構がその姿の片鱗をあらわすのは十三世紀末であるが、それが成長するのはむしろ十四世紀であり、一三六八年の規定に明確に規定されることになる。この期に至つて、大参事會がツンプト勢力を基盤とする機關であることがはつきりとするわけで大 *Rat* の發展は市政機構の民主化の動きであることが知られる。

- 註1 Meyer: a. a. O. S. 24.
- 2 Meyer: a. a. O. S. 25.
- 3 Perlach 地區を調査し、南方の St. Ulrich, Afra 聖堂附近では集落が広がっていたのは、ほぼ十三世紀の頃と題される。十三紀末には Perlach 西南方の Gögginger Tor St. Ulrich u. Afra 聖堂東方の Schwibbogentor が竣工した。舊市内西北方の Fischermarkt 附近の集落が成立したのも同じ頃と思われ、Fischerort, Werthbrucker Tor の竣工したのは、十三世紀末から十四世紀と云うべき。A. Püschel: a. a. O. S. 170—171.
- 4 Alte Thingplatz の和議の結果、諸條件より決せらる。Gögginger Tor の管理は市民に委譲せらる。L. Werner: a. a. O. S. 68.
- 5 市民組織の税権は、十四世紀に市政機關の一環として出現する Baumeister の管掌することとなる。財政部門の責任者が Baumeister と呼ばれるのは、都市の財政支出が大部分 Bauwerk にあつたことから来る。Baumeister の徴する消費税の對象品目は十四世紀には、小麦、油脂、酒類のほかきわめて多種類に及んでいる。フウグスブルグ市財政の詳細については Chr. Meyer: Der Haushalt einer deutschen Stadt im Mittelalter, Vierteljahrschrift für Soz. u. Wirt. ges., Bd. 19, 參照。なお城門に於て徴するのは通過商品の移入税であるが、城門によつて、税率を異にするのは、マイヤーもさう
- 6 奇異である。
- 7 Ch. Meyer: Geschichte, s. 28
- 8 Stadtduch の原文は "die hieheren burger die elsten und auch die witzigsten ratgeber" である。
- 9 C. Meyer: Geschichte, s. 29.
- 10 Stadtbuch は高地ドイツ語で記され、Originalhandschrift ベルリンの博物館に現存する。フウグスブルクが近世シエヴアーメンに編入された時、フウグスブルグ文書館からシエヴアーメンに移されたものと見られる。L. Werner, a. a. O. S. 151, Anm. I.
- 11 以下 Werner, Meyer の叙述による。
- 12 第三回 Vogding は Walpurgis (四月三十日) Michaelis (九月二十九日) Lichthesse (三月二日) の各祭日後の日曜日以後三日間、第一日司教宮廷、第二、三日は Rathaus におきて Vogding が開催されることは注目に値する。
- 13 市参事會の二重機構の一般的意義については、拙稿「ドイツ中世都市の貴族団体」史淵第五十號參照。
- 14 一二九一年に参事會の各機構の審級順序 Instanzenzug が定めらる。すなわち古 Rat、小 Rat、大 Rat の順序である。C. Meyer geschichte, s. 31 の順序によつて古 Rat (十二人衆) が最も重要な予備審査の権限を慣行的に行使したとの推定が裏書きせられる。

前二章に述べたように、アウグスブルグは十世紀に初まつて、十二世紀中頃にはほぼ司教都市たる態容を完成した。司教都市の成立については、オットー諸帝特許状に見られる、ザクセン朝諸帝の帝國統一政策としての教會勢力助長の政策と関連することは、一般司教都市と同様であるが、特にアウグスブルグにあつては、司教ウルリッヒの態度に見られる親皇帝の方針がその後の歴代司教の踏襲するところとなつたこと、更にはアウグスブルグがアルプス前地に位置して、諸皇



アウグスブルグにおける帝國都市の成立

帝のイタリア政策の根據地であつたため、諸皇帝との深い関連が生まれて、諸皇帝の特別の庇護を受けるに至つたという特殊事情が促進したと考へねばならない。アウグスブルグの諸皇帝との深い関連は、ザリエル朝を通し、シュタウフェン朝に至つても不變であつて、イタリア政策の熱誠なる遂行者フリードリッヒ一世の場合に特に顯著に見られることはすでに述べた通りである。

しかるに十三世紀に至つて、アウグスブルグは一轉して帝國都市への過程を進め、十三世紀中葉にその過程は急速に發

展した。あたかも大空位前後、ドイツの中央權力が最も沈滞した時期である。しかし帝國都市への過程は單純ではなかつた。基本的には司教ヘルトマンの誘發した市民との紛争の發展の結果であるが、これに皇帝、及び皇帝の權利を委讓されたシュヴァーベン公、バイエルン公の地方權力の欲求がからんだ。その場合皇帝がどのような役割を演じたかは具體的には不明の部分が多いがシアタウフェンのシュヴァーベン公家の斷絶と共に、アウグスブルグは帝國都市への歩を進め、司教支配は宗教領に限定されるに至つた。

前述の經過に見られる市民の司教に對する反撥は、もちろん自律性への欲求の現われであるにほかならない。したがつて帝國都市における、市民團體の自主性は、司教都市の場合におけるよりも一層強力なものでなければならぬことはいふまでもない。しかるに現實には、市民團體の市政に對するかかわり方は、フォグト及びブルググラーフの都市諸役の職務執行に對して補助的乃至監視的な意味で立會う程度のものにすぎなかつた。市民團體の自律性への欲求は、一步を進めて、遂には都市に對する帝權を全く名目的なものとし、市民の役割を補助的なものから主動的なものとするのである。そのことは具體的には十四世紀における市參事會の發展という形で現われるのであるが、この過程はアウグスブルグ市民の旺盛なる經濟活動と併せて考察する必要がある、他日を期したいと思う。

Entwicklung von Mittelalterlicher Augsburg
von R. Imaki

Die Bischofsstädte, die wichtigsten der deutschen, mittelalterlichen Städte bildeten, im allgemeinen erwarben die Autonomie, darauf dass sie die Reichsstädte geworden hatten. In diesem Aufsatz verfolgte die solche Verlauf von dem Falle Augsburgs.